InterRisk Report No.08-023

2008.10.22

PL Report ＜2008 No.7＞

国内の PL 関連情報

こんにゃくゼリー死亡事故訴訟で和解

（2008 年 9 月 5 日　日本経済新聞ほか）

保育施設でのこんにゃくゼリーによる 7 才児の窒息死事故を巡る、製造元と保育施設を運営する市に対する損害賠償訴訟の和解が成立した。和解条項には、損害賠償金の支払いとともに、事故製品の製造を中止することなどが盛り込まれた。

原告は、製造元に対して「こんにゃくゼリーは普通のゼリーに比べ弾力性が強くのどに詰まりやすいため、食品としての安全性を欠いていた」と主張。市も施設に指導員を一人しか配置せず安全管理義務を怠ったとして、7,500 万円の損害賠償を求めていた。

ここがポイント

保育施設での窒息死事故の訴訟の和解が成立した直後に、新たに 1 才児の死亡事故が国民生活センターから発表されました。昨年秋に業界団体が統一して警告マークの表示を行いましたが、事故の連鎖は断ち切れず、こんにゃくゼリーによる死亡者は 17 人になりました。

今回和解した製造元は事故製品の製造を中止しましたが、類似他製品の製造は続いています。

こんにゃくゼリーのようにマンナンを含有するミニカップゼリーは、米国・カナダ・欧州・韓国等では危険な食品とされており販売できません。日本の死亡事故はこれらの国よりも多く発生しています。危険源が物理的性状であるため食品衛生法の対象にはなりませんが、「物理的な要因」も対象とする食品安全基本法に基づく対応も行われていない等、国の対応も不十分だといわれています。

ガラスが混入した医薬品の回収で製造委託先を提訴

（2008 年 9 月 26 日　薬事ニュースほか）

薬品会社がガラスの混入した医薬品の回収により被った損害について、製造委託先に 28 億円の損害賠償を求めて提訴した。

抗生物質バイアル注射剤へのガラス混入はこれまでに 2 回あり、発生時には当該ロットを回収すると共に、混入の恐れのある製品のロットも回収されていた。薬品会社は、「ガラス混入および多量回収に至った原因は製造委託先の製品の品質管理の不足と製造記録の不備にあった」と主張している。

ここがポイント

異物混入は、典型的な不良項目としてほとんどの製造工程で対策がとられています。
今回の事例では注射剤という人体に直接投与される製品であるため、該当のおそれのあるロットを全て回収することは当然ですが、回収対象ロットの絞り込みが製造記録の不備により出来なかったため、損害額が膨れ上がったと推測されます。

原材料から出荷先までのトレーサビリティは、自動車等の工業製品から食品等に拡大して

きています。トレーサビリティは品質の信頼性を顧客に示す手段であるとともに、品質問題の原因追究やリコール対象範囲の絞り込みに不可欠なデータとなります。製造工程の記録もトレーサビリティの一部ですが、使用した設備の号機や運転条件の記録の漏れがないか、再度自社の工程記録内容の点検をお勧めします。

酒造会社が汚染米被害で 19 億円の賠償請求

（2008 年 9 月 30 日　南日本新聞ほか）

汚染米の不正転売事件で、自主回収を行った酒造会社が風評被害等で転売元を提訴した。

酒造会社は芋焼酎の麹原料として仲介業者から購入したが、農林水産省から「事故米の混入が確実」と公表された。原料の精米、もろみ、原酒からのカビ毒アフラトキシンや農薬アセタミプリドは未検出か基準値以下だったが、取引先や消費者から返品等が相次ぎ、自主回収を余儀なくされた。

ここがポイント

一連の事故米の食品加工用としての転売事件では、大阪の業者ルートでの転売先は 392 業者に拡がっています。また、別の業者ルートでの転売も明らかになるなど、事故米の管理が問われています。

本件の訴訟では大阪の転売業者の支払能力は期待できず、酒造会社は被害者であることの確認を求めた訴訟であると言えます。酒造会社等の事故米購入者への実質的な支援は、管理責任を問われた国が行うことになります。

一社が原因で大量回収に至った事例としては、2002 年に食品加工業者による無認可食品添加物事件がありましたが、知識不足が原因にあり、購入者である大手食品メーカー側の仕様チェック強化の必要性が問われました。今回の意図的な事故米の転売や、うなぎの産地偽装等の場合には、仕様書やトレーサビリティの情報も偽装されてしまいます。

商売の基本は信用のおける取引先の選定にあることは当然ですが、万が一の場合を想定して偽装をも見破る厳しい目が必要になっています。

海外の PL 関連情報

オートバイのサイドスタンド訴訟で厳格責任の訴因を棄却

オートバイのサイドスタンドを出したまま走行し、路面に引っかかり転倒した事故の訴訟で、オートバイ製造会社の厳格責任の棄却申請が 8 月 19 日に連邦地裁で認められた。

オートバイのサイドスタンドを格納しないで走行し、左カーブでサイドスタンドが路面に接触してバランスを崩し転倒することを防止するために、サイドスタンドインターロック装置（サイドスタンドを完全に格納しないとエンジンがかからない装置）が装備されるようになったが、装備前のモデルで同装置不装備を理由とする訴訟が提起されている。本訴訟はその中の 1 件であり、運転者が重症を負い、同乗者が死亡した事故である。

ペンシルバニア州では、厳格責任法理における欠陥判断はリスク効用分析の基準でなされるが、裁判所は、本製品は不合理に危険ではないとし、被告による略式判決の申請を認め厳格責任の訴因を棄却した。過失責任法理については今後も審議するとした。ペンシルバニア州で採用されているリスク効用分析で使用される 7 つの要素は以下のとおりである。

1．原告と他の使用者への当該製品の利便性
2．当該製品が傷害を起こす蓋然性と傷害の重傷度
3．同様の需要を満たし危険ではない代替製品の入手可能性
4．利便性を損なったり、高価とならないで、危険要素を除去する製造者の能力
5．製品の使用にあたり注意することで危険を回避する製品使用者の能力
6．使用者の製品危険の認識と回避可能性
7．製品価格や保険で損失を分散する製造者の実現可能性

これら 7 つの要素中、3 番目の要素では、サイドスタンドインターロック装置により安全性の向上が図れるため、効用よりもリスクの方が大きいとしたが、それ以外の 6 つの要素では効用がリスクより大きいとし、総合して不合理に危険ではないとの判断がなされている。

ここがポイント

新しく開発された安全装置の不装備を理由とする訴えは、企業の開発部門としては頭が痛いところです。PL 訴訟対策を理由に安全装置の開発を怠ってはならないものの、新製品の開発により旧製品がにわかに「欠陥」と判定されないよう、例えば自動車用エアバッグをシートベルトへの補助的拘束装置とし、シートベルトのみ装着した自動車がそれだけで欠陥車とならぬよう配慮されているように、安全上の位置付けをしっかり準備しておくことが必要です。

設計欠陥の判断のためには、消費者期待基準と共に採用されることが多い基準として、リスク効用分析があります。リスク効用分析では 1973 年にウェイド教授が唱えた基準が有名です。今回採用された 7 つの要素もウェイド基準を踏襲しており、リスクの存在を認めながら、社会的効用との対比において製品の安全性が受け入れられるかどうかで設計欠陥の判断をしています。

米国州控訴裁がメキシコの訴訟手続の評価を指示

テネシー州控訴裁判所は、9月15日、メキシコ人が米国自動車会社と米国タイヤ会社に対して提起した欠陥タイヤ訴訟がメキシコで適切に訴訟進行できるかにつき調査し評価するよう下級審に命じる判断を下した。

下級裁判所は、原告がメキシコに在住しメキシコ国籍であることから、本来はメキシコで提訴されるべきであるが、メキシコ法の「気まぐれ」と同国の「独特な証拠における障害」が原告に不公平であるとし、米国での訴訟を認めた。控訴裁はこれを覆し、メキシコが適切な裁判地であるとした。そこで原告はメキシコの裁判所に提訴したが棄却されたため、改めてテネシー州の下級裁判所に提訴していた。

被告側は、メキシコの裁判所が判断済であるため、米国における提訴は却下されるべきだと主張したが、下級裁判所が控訴裁判所に判断を求めたところ、控訴裁判所は以下の 3 点の調査を下級裁判所に命じた。

・メキシコでの訴えが原告により誠意をもって提起されたか
・メキシコの訴訟が棄却されるよう何らかの意図的な操作がなされたか
・メキシコの判決をテネシー州が認めるべきか

ここがポイント

裁判は全当事者にとって便利で適切な場所で行うという原則が採られる米国では、外国人の訴訟が外国の裁判所で適切に扱われるのであれば外国裁判所で行われるべき、という考え方が基本にあります（便利な裁判地原則）。かつて、日本国内の航空機墜落事故で日本人遺族が航空機製造者の所在地である米国ワシントン州で訴訟を提起しましたが、便利な裁判地原則と日本での提訴の容易性から、ワシントン州裁への提訴は却下されました。

自動車タイヤの欠陥を問う本集団訴訟でも、米国の裁判所は、メキシコ法において訴訟がどのように進められたかを調べ、判断しようとしています。メキシコ人が自国で正当に訴訟を行えるかにつき調査し、自国の裁判所に提訴された訴訟の判断材料にするのは、個人の権利を最大限に考慮しようとする権利意識の現れと思われます。米国では、原告・被告の当事者の居住や住所、訴訟の原因となる事故発生などの場所を総合的に勘案して適切な裁判地を決めることになります。

一方で、伝統的な「最小限の接触」を要件として、在外居住者や在外企業への提訴を容認する法理も生きています。裁判管轄の考えには流動的な要素がありますが、どの裁判所で審理されても十分に製品の安全性を主張できるように、製品および販売の実態を記録しておくことが重要となります。